地方独立行政法人西都児湯医療センター給与規程

平成２８年４月１日
規程第０４号

目次

第１章　総則（第１条－第12条）
第２章　基本給（第13条）
第３章　諸手当（第14条－第23条）
第４章　昇給（第24条－第29条）
第５章　賞与（第30条）
第６章　医師の特例（第31条）
第７章　雑則（第32条）
附則

第１章　総則

（目的）

第１条　この規程は、地方独立行政法人西都児湯医療センター就業規程（平成28年規程第11号。以下「就業規程」という。）第45条に基づき、地方独立行政法人西都児湯医療センター（以下「法人」という。）の職員の給与に関する事項を定めるものとする。

（給与支払の原則）

第２条　給与は、労働の対価として支給する。よって、不就業日及び不就業時間に対する給与は支給しない。

（給与の種類）

第３条　給与は、基本給、管理職手当、役職手当、特殊勤務手当、扶養手当、住宅手当、通勤手当、割増賃金、夜間勤務手当、待機手当、年末年始出勤手当、特別手当及び賞与とする。

（給与の計算期間）

第４条　給与（賞与を除く。次条及び第８条から第12条までにおいて同じ。）の計算期間（以下「給与期間」という。）は、月の１日から末日までとする。

（給与の支給日）

第５条　基本給、管理職手当、役職手当、特殊勤務手当、扶養手当、住宅手当、通勤手当及び特別手当は、その月分を毎月25日に支給する。ただし、その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日曜日、土曜日又は

休日でない日に支給する。

２　割増賃金、夜間勤務手当、待機手当、特殊勤務手当（日額支給）及び年末年始出勤手当は、その月分をその翌月の給料支給日に支給する。

（給与の支払と控除）

第６条　給与は、通貨をもって直接本人に全額を支払う。ただし、職員が希望した場合は、その指定する金融機関等の口座への振込により支払う。

２　次の各号に掲げるものは、毎月支払う給与から控除する。

(1)　源泉所得税

(2)　住民税

(3)　健康保険及び厚生年金保険の保険料の被保険者負担分

(4)　雇用保険の保険料の被保険者負担分

(5)　労働組合又は職員の過半数を代表する者との協定により給与から控除することとしたもの

（給与の特別支払）

第７条　職員が死亡又は退職した場合において本人又は正当な権利者からの請求があったときは、請求のあった日から14日以内に給与を支払う。

（給与の非常時払）

第８条　職員又は職員の収入によって生計を維持する者が、次の各号のいずれかに該当する場合で、職員から請求があったときは、第５条の規定にかかわらず既往の労働に対する給与を支払う。

(1)　出産のとき。

(2)　結婚のとき。

(3)　疾病のとき。

(4)　死亡のとき。

(5)　災害を受けたとき。

(6)　その他やむを得ない事由がある場合であって、法人が認めたとき。

（給与の端数計算）

第９条　この規程による給与期間において、給与の計算上１円未満の端数を生じた場合は、50銭未満の端数を切り捨て、50銭以上を１円に切り上げるものとする。

（給与の計算方法）

第10条　職員が給与期間の途中に採用され、又は退職、休職若しくは復職した場合は、その月の基本給及び諸手当（管理職手当、役職手当、特殊勤務手当、扶養手当、住宅手当、及び通勤手当をいう。）の合計額を１か月平均所定労働日数で除して得た額（次条において「基本給の日額」という。）に実際に勤務した日数を乗じて得た額とする。

（欠勤等の扱い）

第11条　職員が給与期間に欠勤、遅刻、早退及び私用外出をした時間（この項にお

いて「欠勤等時間」という。）がある場合は、基本給の日額を１日当たりの所定労働時間で除して得た額に欠勤等時間数を乗じて得た額をその月の給与から差し引くものとする。

（休暇休業等の給与）

第12条　年次有給休暇及び就業規程第24条に定める特別休暇の期間は、所定労働時間労働したときに支払われる通常の給与を支給する。

２　次の各号に掲げる休暇期間及び休業期間等は、無給とする。

(1)　産前産後休業期間

(2)　母性健康管理のための休暇等の時間

(3)　育児時間

(4)　生理日の措置の日又は時間

(5)　育児休業及び介護休業期間

(6)　子の看護休暇及び介護休暇

(7)　公民権行使の時間

(8)　裁判員休暇の期間

(9)　就業規程第33条に定める休職期間。ただし、同条第１項第４号の規定による休職の場合は、その休職期間１日につき平均賃金日額の６割を支給する。

３　欠勤及び休職により給与が支払われない期間中に発生した社会保険料の自己負担分及び職員の申出により給与から控除されている積立掛金等は、法人が指定する日までに法人に支払うものとする。

第２章　基本給

（基本給の決定）

第13条　基本給は、職員の学歴、年齢、資格、技能及び職務の責任度を考慮した上、別表第１号により決定する。

２　新たに採用された職員の初任給は、別表第２号の基準により決定する。ただし、経験を有する者の初任給は、経歴及び経験を審査し、在籍者との均衡を考慮した上で決定する。

第３章　諸手当

（管理職手当）

第14条　管理職については、別表第３号のとおり、その在任期間中は管理職手当を支給する。

２　前項に規定する手当を受ける職員が、ほかに当該手当を受ける職との兼務を命じられたときは、当該兼務を命じられた職に対する手当は、支給しない。

３　前項の規定に該当する職員に対しては、支給する当該手当の額に10,000円を加算するものとする。

４　管理職手当には、固定残業代を含むものとする。その額は、事務局長及び看護部長については50,000円、部長、副部長、科長、次長、副看護部長については30,000円、医長、課長については20,000円とし、対象となる職員に応じて時間外を算出するものとする。

（役職手当）

第15条　役職を担当する者については、別表第３号のとおり、その在任期間中は役職手当を支給する。

（看護部管理手当）

第15条の２　看護師長以上の者については、別表第3号のとおり、その在任期間中は看護部管理手当を支給する。

（特殊勤務手当）

第16条　特殊な勤務に従事する者には、別表第３号のとおり、その勤務の特殊性に応じて、特殊勤務手当を支給する。

２　前項の規定にかかわらず、行政機関等からの派遣依頼において、別に定める支給額がある場合は、その金額を特殊勤務手当として支給する。

（扶養手当）

第17条　扶養手当は、別表第３号のとおり、扶養家族のある職員に支給する。

２　前項の扶養家族とは、収入が税務上の扶養の範囲で、主としてその職員に扶養されている次の各号に掲げる者をいう。

(1)　配偶者

(2)　満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫

(3)　満60歳以上の父母及び祖父母

(4)　満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

３　新たに職員になった者で扶養家族がある場合、又は職員に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、当該職員は直ちにその旨を届け出なければならない。

(1)　扶養家族たる要件を具備するに至った者がある場合

(2)　扶養家族たる要件を欠くに至った者がある場合

４　扶養手当は、前項第１号の届出があった者については届出のあった月の翌月（その日が、月の初日であるときは当月）から支給し、前項第２号の届出があった者については届出のあった月の翌月から支給しない。

（住宅手当）

第18条　住宅手当は、別表第３号のとおり、借家又は借間に居住し、12,000円を超える家賃又は間代を支払っている職員、又は自宅に居住して世帯主である職員に支給する。ただし、自宅に居住している職員が世帯主でない場合であって世帯主の年収が103万円以下のときは、当該手当を支給する。

２　次に掲げる職員には、住宅手当を支給しない。

(1)　配偶者が他の事業所等で既に住宅手当を受給している職員

(2)　父母又は配偶者の父母のうち職員の扶養家族でない者が所有（借受を含む。）している住宅を借り受けて、当該住宅に居住している職員

３　新たに職員になった者で住宅手当の支給を受けることができる場合、又は職員に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、当該職員は直ちにその旨を届出なければならない。

(1)　新たな住宅区分に該当した場合

(2)　当該手当の支給要件を欠くに至った場合

４　住宅手当は、前項第１号の届出があった者については届出のあった月の翌月（その日が、月の初日であるときは当月）から支給し、前項第２号の届出があった者については届出のあった月の翌月から支給しない。

（通勤手当）

第19条　片道２㎞以上の距離を通勤している者に対しては、別表第３号のとおり、通勤手当を支給する。

２　通勤手当は、年次有給休暇その他の休暇休業及び欠勤により通勤行為がない日が給与期間の出勤すべき日数の５割以上の場合については支給しない。

３　通勤のため自動車を利用する者は、任意保険に加入しなければならない。

４　新たに職員になった者で当該手当の支給を受けることができる場合、又は職員に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、当該職員は直ちにその旨を届出なければならない。

(1)　転居等に伴い通勤距離の変更がある場合

(2)　当該手当の支給要件を欠くに至った場合

５　通勤手当は、前項第１号の届出があった者については届出のあった月の翌月（その日が、月の初日であるときは当月）から支給し、前項第２号の届出があった者については届出のあった月の翌月から支給しない。

（割増賃金）

第20条　割増賃金は、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他労働関係法令に基づき支給する。

（夜間勤務手当等）

第21条　準夜帯（午後４時から翌午前１時までをいう。）に勤務する看護師、深夜帯（午前０時から午前９時までをいう。）に勤務する看護師及び病院の管理者として当直する職員並びに午後６時から午後１０時まで勤務する診療放射線技師、事務職員には、別表第３号のとおり夜間勤務手当を支給する。この場合において、実働時間に対する法定の割増賃金の額が当該手当の額を超えるときは、その差額を支給するものとする。

（待機手当）
第22条　終業時刻後に自宅待機を命ぜられた職員には、別表第３号のとおり、待機手当を支給する。
（年末年始出勤手当）
第23条　年末年始（12月29日から翌年１月３日までをいう。）に通常の勤務を命ぜられた職員には、別表第３号のとおり年末年始出勤手当を支給する。
（特別手当）
第24条　看護職員処遇改善評価料の算定に基づき、対象となる職員には、別表第３号のとおり特別手当を支給する。

第４章　昇給

（昇給）
第25条　昇給は、各人の能力・勤務成績等を考慮して行う。
（昇給の時期）
第26条　定期昇給は、原則として毎年４月１日付をもって行う。ただし、業績により行わない場合もある。
（定期昇給の額）
第27条　定期昇給は、原則として別表第１号の直近上位の号級に位置付けることにより行うものとする。
（昇給資格取得期間）
第28条　定期昇給に要する勤続期間は、１の年度内において６か月とする。ただし、職員が、勤続期間中90日以上欠勤した場合（業務上負傷し、又は疾病にかかり休業した場合を除く。）は、当該定期昇給に要する勤続期間の要件を満たしたとしても、当該昇給に係る期間に限り昇給を留保することがある。
（新規採用者の昇給）
第29条　採用後１年に満たない職員の昇給は、当該職員の能力、勤務成績等を考慮し、決定する。
（特別昇給）
第30条　次の各号に掲げる職員は、特別昇給させることがある。
(1)　昇進により、管理職の役職についた者
(2)　勤務成績が特に優秀な場合又は特に功労のあった者

第５章　賞与

（賞与）
第31条　賞与は、原則として７月及び12月に支給する。ただし、法人の業績の著しい低下その他やむを得ない事由がある場合には、支給時期を延期し、又は支給しないことがある。

２　賞与の査定期間は、次のとおりとし、支給日に在籍している職員に支給する。

支給月	査定期間
７月	前年12月１日から５月31日まで
12月	６月１日から11月30日まで

３　賞与の額は、次の算式で得た額とする。

（基本給＋扶養手当＋管理職手当）×支給率×査定率

４　前項の支給率は、法人の業績によりその都度決定する。

５　医師の賞与の額は一律５０万円とする。ただし、前項の査定期間内に勤務していない期間がある場合は、当該期間に相当する額を減じるものとする。

６　第３項の査定率は、職員の勤続期間及び勤務成績によりその都度決定する。ただし、査定期間中に次の各号に掲げる期間がある場合は、該当期間を除き、１か月から５か月までの各勤務期間により決定する。

⑴　休職期間（法人都合による場合を除く。）

⑵　欠勤期間

⑶　産前産後休業期間

⑷　育児休業及び介護休業期間

７　第２項に定める査定期間中に勤務期間がない者には、賞与を支給しない。

８　法人は、賞与を支給することとされていた職員が、当該賞与の支給を差止めることが適当であると認められる事由に該当する場合は、支給を差し止めることができる。

第６章　医師の特例

第32条　医師である職員の給与の額は、前条までの規定にかかわらず、別表第４号に定めるものとする。

第７章　雑則

（雑則）

第33条　この規定に定めるもののほか、給与に関して必要な事項は、別に定める。

附　則

１　この規程は、平成28年４月１日から施行する。

（令和２年度の特例）

２　令和２年度に限り、職員が新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和２年１月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）の陽性者である入院患者に対する診療又は看護その他理事長が必要と認める業務に従事した場合、第16条に定めるもののほか、当該職員に対し特殊勤務手当として次項に定める額を支給する。

３　前項の特殊勤務手当の額は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)　医師　１日当たり１万円
(2)　看護師及び診療放射線技師　１日当たり4,000円
（令和3年度以降の特例）
４　職員が新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和２年１月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）の陽性者である患者に対する診療又は看護その他理事長が必要と認める業務に従事した場合、第１６条に定めるもののほか、当該職員に対し特殊勤務手当として次項に定める額を支給する。ただし、国などからの新型コロナウイルス感染症に対する支援交付金等の充当がない場合、手当支給は行わない。
５　前項の特殊勤務手当の額は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
(1) 医師　１日当たり１万円
(2) 看護師　1日当たり4,000円
(3) 診療放射線技師　1日当たり4,000円
附　則（令和４年３月18日一部改正）
この規程は、令和４年３月18日から施行し、改正後の地方独立行政法人西都児湯医療センター給与規程の規定は、令和３年４月１日から適用する。

附　則（平成28年6月30日一部改正）
この規程は、平成28年７月１日から施行する。
附　則（平成28年8月25日一部改正）
この規程は、平成28年8月25日から施行する。
附　則（平成28年12月15日一部改正）
この規程は、平成29年1月1日から施行する。
附　則（平成29年3月30日一部改正）
この規程は、平成29年3月30日から施行する。
附　則（平成29年10月26日一部改正）
この規程は、平成29年10月26日から施行する。
附　則（平成30年３月26日一部改正）
この規程は、平成30年４月１日から施行する。
附　則（平成30年５月１日一部改正）
この規程は、平成30年５月１日から施行する。
附　則（平成30年8月28日一部改正）
この規程は、平成30年９月１日から施行する。
附　則（平成30年12月13日一部改正）

この規程は、平成30年12月13日から施行する。

附　則（令和２年４月24日一部改正）

この規程は、令和２年５月１日から施行する。

附　則（令和２年５月28日一部改正）

１　この規定は、令和２年５月28日から施行し、改正後の地方独立行政法人西都児湯医療センター給与規程の規定は、令和２年５月１日から適用する。

２　設立団体が法人に派遣する職員の給与については、地方独立行政法人西都児湯医療センターへの職員の派遣に関する協定によるものとし、協定に定めのない給与については、給与規程を適用する。

附　則（令和２年８月25日一部改正）

この規定は、令和２年８月25日から施行し、改正後の地方独立行政法人西都児湯医療センター給与規程の規定は、令和２年８月１日から適用する。

附　則（令和３年１月28日一部改正）

この規定は、令和３年１月28日から施行し、改正後の地方独立行政法人西都児湯医療センター給与規程の規定は、令和３年１月11日から適用する。

附　則（令和３年６月７日一部改正）

この規程は、令和３年６月７日から施行し、改正後の地方独立行政法人西都児湯医療センター給与規程の規定は、令和３年５月18日から適用する。

附　則（令和４年３月18日一部改正）

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和５年９月５日一部改正）

この規程は、令和５年９月５日から施行する。

附　則（令和６年８月２２日一部改正）

この規程は、令和６年８月２２日から施行し、改正後の地方独立行政法人西都児湯医療センター非常勤職員給与規程第24条は、令和４年１０月１日から適用する。

附　則（令和６年８月２２日一部改正）

この規程は、令和６年８月２２日から施行し、改正後の地方独立行政法人西都児湯医療センター給与規程別表第1号は、令和６年６月１日から適用する。

（施行期日）

1. この規程は、令和６年８月２２日から施行し、令和６年６月１日から適用する。

（給与の切替えに伴う措置）

2. 前項の規定による給与の切替えについて切替日の前日に受けていた号給についての経過期間は切換日において受ける号給についての昇給期間に通算する。

（給与の内払）

3. 改正前の条例の規定に基づいて切替日から施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

別表第１号（第13条関係）　　（月額・単位：円）

職務の級 / 号級	事務職 １級	事務職 ２級	薬剤師	技術職	看護職 １級	看護職 ２級	看護職 ３級	看護職 ４級
1	270,200	143,500	259,900	177,800	299,600	188,000	153,700	116,300
2	276,400	149,400	266,000	183,900	304,300	194,200	159,100	118,300
3	282,300	153,700	272,200	190,100	308,600	200,300	164,600	120,400
4	288,300	159,100	278,300	196,200	312,200	206,500	170,000	123,000
5	294,200	164,600	284,500	202,400	316,500	212,600	175,100	125,500
6	300,000	170,000	290,400	208,300	320,800	218,600	180,200	128,100
7	305,700	175,100	296,400	214,300	325,100	224,500	185,400	130,600
8	311,400	180,200	302,300	220,200	329,200	230,500	190,000	133,200
9	317,100	185,400	308,200	226,200	333,300	236,400	194,600	135,800
10	322,700	190,000	314,000	231,900	337,400	242,200	199,200	138,300
11	328,300	194,600	319,600	237,600	340,500	247,900	203,800	140,400
12	333,700	199,200	325,300	243,400	343,500	253,600	208,400	142,400
13	339,100	203,800	330,800	249,000	346,600	259,300	212,500	144,500
14	344,500	208,400	336,400	254,500	349,700	264,700	216,600	146,500
15	349,800	212,500	341,800	259,900	352,800	270,100	220,700	148,600
16	355,000	216,600	347,200	265,300	355,800	275,600	224,300	150,600
17	360,100	220,700	352,300	270,400	358,700	280,700	227,900	152,700
18	365,300	224,300	357,500	275,600	360,200	285,800	231,500	154,700
19	370,400	227,900	362,600	280,700	361,300	290,900	235,100	156,800
20	375,300	231,500	367,300	285,000	362,300	295,300	238,700	158,800
21	380,200	235,100	372,000	289,300	363,300	299,600	241,700	160,400
22	384,800	238,700	376,700	294,000	364,300	304,300	244,800	161,400
23	389,500	241,700	381,000	298,300	365,400	308,600	247,900	162,400
24	393,900	244,800	385,400	302,600	366,400	312,200	250,600	163,400
25	398,000	247,900	389,700	306,900	367,100	316,500	253,200	164,500
26	401,900	250,600	394,000	311,200	367,800	320,800	255,900	165,500
27	405,700	253,200	398,300	315,500	368,500	325,100	257,900	166,500

28	409,300	255,900	402,400	319,600	369,300	329,200	260,000	167,500
29	412,900	257,900	406,500	323,700	379,200	333,300	262,000	168,600
30	416,500	260,000	410,600	327,800	379,900	337,400	264,100	169,600
31	419,800	262,000	414,200	330,900	380,600	340,500	266,100	
32	423,100	264,100	417,700	334,000	381,400	343,500	268,200	
33	426,400	266,100	421,300	337,100	382,100	346,600	270,200	
34	429,400	268,200	424,400	340,100		349,700	272,300	
35	432,500	270,200	427,500	343,200		352,800	274,300	
36	435,600	272,300	430,600	346,300		355,800	276,400	
37	438,400	274,300	433,600	349,400		358,700	278,400	
38	441,300	276,400	436,700	352,400			280,500	
39	444,200	278,400	439,300	356,500			282,500	
40	446,700	280,500	441,800	358,700			284,600	
41	449,300	282,500	444,400	360,200			286,600	
42	451,700	284,600	446,400	361,300			288,700	
43	453,900	286,600	448,500	362,300			290,700	
44	456,200	288,700	450,500	363,300			292,800	
45	458,000	290,700	452,600	364,300			294,800	
46	459,900	292,800		365,400			296,900	
47	461,200	294,800		366,400			298,900	
48	462,500	296,900		367,100			301,000	
49	463,900	298,900		367,800			303,000	
50	464,900	301,000		368,500			305,100	
51	465,600	303,000		369,300			307,500	
52	466,300	305,100		379,200			309,000	
53	467,000	307,500		379,900			310,000	

備考

1　事務職１級は事務局長、次長及び課長の職に、事務職２級はその他の事務職に適用する。

2　技術職は、臨床検査技師、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、管理栄養士、社会福祉士、保育士等に適用する。

3　看護職１級は看護部長及び副看護部長の職に、看護職２級はその他の看護師に、看護職３級は准看護師及び介護福祉士に、看護職４級は看護補助者に適用する。

別表第２号（第13条関係）

初任給基準

第１　事務職

(1)　大学卒　　事務職２級９号

(2)　短期大学、専門学校卒　事務職２級３号

(3)　高等学校卒　　事務職２級１号

第２　薬剤師　薬剤師１号

第３　臨床検査技師、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、管理栄養士、社会福祉士及び保育士

(1)　大学卒　　技術職８号

(2)　短期大学、専門学校卒　技術職６号

第４　看護師

(1)　大学卒　　看護職２級４号

(2)　短期大学、専門学校卒　看護職２級２号

(3)　進学コース卒　　看護職２級１号

第５　准看護師及び介護福祉士　看護職３級１号

第６　看護補助者　看護職４級7号

別表第３号（第14条－第19条、第21条－第24条関係）

手当の種類		金額（円）	備考
管理職手当	院長	120,000	月額
	副院長	100,000	
	事務局長	60,000	
	看護部長	60,000	
	部長	30,000	
	副部長	30,000	
	科長	30,000	
	次長	30,000	
	副看護部長	30,000	
	医長	20,000	
	課長	20,000	
役職手当	室長、看護師長、課長補佐、主幹、託児所長、係長	10,000	
	副看護師長、主査	5,000	
看護部管理手当	看護部長、副看護部長、看護師長	20,000	
特殊勤務手当	診療放射線技師（Ｘ線技師を含む。）	10,000	

	臨床検査技師		10,000	
	薬剤師		10,000	
	大規模災害等の派遣業務に従事した職員 特殊な感染症等の派遣業務に従事した職員		3,000	
扶養手当	配偶者		5,000	
	子ども１人につき		2,000	
	その他１人につき		1,000	
住宅手当	借家又は借間	月額23,000円以下の家賃	家賃の月額－12,000	
		月額23,000円～55,000円の家賃	（家賃の月額－23,000）×1/2＋11,000	
		月額55,000円を超える家賃	27,000	
	自宅	住宅購入後5年	2,500	
		住宅購入後6年以上	1,000	
通勤手当	片道 2km以上 6km未満		2,500	
	片道 6km以上12km未満		5,000	
	片道12km以上20km未満		10,000	
	片道20km以上		15,000	
夜間勤務手当等	診療放射線技師（Ｘ線技師を含む。）		6,000	１回
	病棟看護師準夜勤務手当		4,000	
	病棟看護師深夜勤務手当		6,000	
	外来看護師準夜勤務手当		4,000	
	外来看護師深夜勤務手当		6,000	
	病棟看護助手準夜勤務手当		2,000	
	病棟看護助手深夜勤務手当		3,000	
	事務職員		1,500	
待機手当	管理職		2,000	１日
	診療放射線技師（Ｘ線技師を含む。）		2,000	
	臨床検査技師		2,000	
	外来看護師		2,000	
年末年始出勤手当			700円×当該日の勤務時間数	１日
特別手当			6,500	月額

別表第４号（第31条関係）

(1)　基本給

経験年数	月額	経験年数	月額
１年	600,000円	16年	1,330,000円
２年	700,000円	17年	1,360,000円
３年	800,000円	18年	1,390,000円
４年	850,000円	19年	1,420,000円
５年	900,000円	20年	1,450,000円
６年	950,000円	21年	1,480,000円
７年	1,000,000円	22年	1,510,000円
８年	1,050,000円	23年	1,540,000円
９年	1,100,000円	24年	1,570,000円
10年	1,150,000円	25年	1,600,000円
11年	1,180,000円	26年	1,630,000円
12年	1,210,000円	27年	1,660,000円
13年	1,240,000円	28年	1,690,000円
14年	1,270,000円	29年	1,720,000円
15年	1,300,000円	30年	1,750,000円

臨床研修医	月額	320,000 円

(2)　手当

手当の種類			金額	備考
当直手当	平日	19時～翌７時	46,000	１回
	土曜日	14時～翌9時	80,000	
	休日	9時～18時	63,000	
		18時～翌7時	52,000	
	5月連休	9時～18時	81,900	
		18時～翌9時	67,600	
	年末年始	9時～18時	150,000	
		18時～翌9時	150,000	
当直手当（臨床研修医）	平日	19時～翌7時	15,000	

管理職手当	別表第３号のとおり			
医師調整手当			100,000	月額
住宅手当	借家又は借間		家賃相当額 （上限65,000円）	
	自宅	住宅購入後5年	2,500	
		住宅購入後６年以上	1,000	
年末年始調整手当			700円×当該日の勤務時間数	１日
扶養手当	配偶者		5,000	月額
	子ども1人につき		3,000	
	その他１人につき		1,000	
通勤手当	片道2km以上6km未満		2,500	
	片道6km以上12km未満		5,000	
	片道12km以上20km未満		10,000	
	片道20km以上		15,000	
	有料道路通行料		実費	
特殊勤務手当	大規模災害等の派遣業務に従事した職員 特殊な感染症等の派遣業務に従事した職員		5,000	日額